平成二十六年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨による災害で、兵庫県洲本市及び淡路市並びに沖縄県国頭郡大宜味村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
平成二十六年十月四日から同月七日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの イ　鹿児島県西之表市 ロ　山梨県南巨摩郡富士川町、静岡県富士宮市及び奈良県吉野郡野迫川村	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考

一　平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十六年台風第八号によるものをいう。

二　平成二十六年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十六年台風第十九号によるものをいう。

三　平成二十六年十月四日から同月七日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十六年台風第十八号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（関係政令の廃止）

2　次に掲げる政令は、廃止する。

一　平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による長野県木曽郡南木曽町及び宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十六年政令第二百九十号）

二　平成二十六年十月十三日及び同月十四日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十六年政令第三百六十一号）

三　平成二十六年十一月二十二日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十六年政令第四百三号）

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

府令

○内閣府令第九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　法第四条第一項第四号の規定により空気拳銃の所持の許可を受けようとする者については、申請人の写真二枚

第十一条第三項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「除く。）」の下に「又は法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合」を加え、同項第二号中「射撃練習」を「猟銃の射撃練習」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可に係る申請書を提出する場合

第十九条の見出し中「若しくは」を「又は」に改め、「等」を削り、同条第一項中「第二十七条第三号」を「第二十七条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第二十七条第四号」を「第二十七条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第二十七条第五号」を「第二十七条第一項第五号」に改め、同条第四項中「第二十七条第六号」を「第二十七条第一項第六号」に改める。

第三十二条第三項及び第三十三条中「第四条第一項第一号」の下に「又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）」を加える。

第七十一条中「口径の長さ又は銃身長が異なり、かつ、型式が異なる複数の猟銃が備え付けられていること」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　猟銃に係る練習射撃場　口径の長さ又は銃身長が異なり、かつ、型式が異なる複数の猟銃が備え付けられていること。

二　空気銃に係る練習射撃場（次号に掲げるものを除く。）　銃身長が異なる複数の空気銃が備え付けられていること。

三　空気銃射撃競技のための空気銃に係る練習射撃場　空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃が備え付けられていること。

第七十三条の次に次の二条を加える。

（年少射撃資格者に対する指導を行う練習射撃指導員の指名の方法）

第七十三条の二　法第九条の十一第三項の規定による指名は、帳簿を備え、年少射撃資格者に練習用備付け銃を使用させようとする都度、当該指名の日時、当該指名に係る練習射撃指導員の氏名並びに当該練習射撃指導員が指導を行う年少射撃資格者の住所、氏名及び生年月日を記載するとともに、当該練習射撃指導員及び当該年少射撃資格者に対し、これらの事項を通知して行うものとする。

（電磁的方法による記録）

第七十三条の三　前条に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同条に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

第七十八条中「第四条第一項第一号」の下に「又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）」を加える。

第百十八条中「第七十三条において準用する場合を含む。）」の下に「、第七十三条の三」を加える。

別表第一の七の項中「射撃練習」を「猟銃の射撃練習」に改め、同項の次に次のように加える。

	法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定			
	法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定			
	イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	イ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者	ロ　法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者
八　法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定		○	○	○
		○		○
		○	○	
			○	
		○		○
九　法第九条の十第二項の規定による空気拳銃の射撃練習を行う資格の認定	○		○	
	○			
			○	